

役員等報酬規程

社会福祉法人神楽会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 神楽会が定款第8条及び第22条に基づき役員の報酬に関する必要な事項について定めることを目的とする。

(支給範囲)

第2条 支給の対象者は、法人の理事、監事、評議員、選任解任委員、名誉会長で、理事会、評議員会に出席した者及び法人の業務により出張を依頼された者とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表2の報酬を支給する。

ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表2の報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2の報酬を支給する。

ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。また、会議日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬は支給しないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長は、法人及び施設の運営のための業務にあたることとする。それにより別表1のとおり報酬を支払うものとする。

ただし、前年の業績を勘案し、理事会にて報酬額を決定する。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の報酬を支給する。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の報酬を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2の報酬を支給する。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導にあたった場合は、別表2の報酬を支給する。

(出張命令等)

第6条 出張は理事長の発する出張命令によって行わなければならない。

2 既に発した出張命令を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認めた場合、または第7条第1項若しくは第2項の規定によって出張者の申請があった場合には、これを変更することができる。

3 出張命令を発し、またはこれを変更するには出張命令（精算）書に記載して通知するものとする。

(出張命令に従わない出張)

- 第7条 出張者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、出張命令に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令変更の申請をしなければならない。
- 2 出張者は、前項の規定により申請をするいとまがない場合には、出張後すみやかに出張命令の変更の申請をしなければならない。

(出張費の種類)

- 第8条 出張費は、鉄道賃、バス賃、船賃、航空賃、日当、宿泊賃、車賃とする。

(出張費の計算)

- 第9条 出張費は、原則として最も経済的な通常の方法により出張した場合の出張費により計算する。
- 2 日当及び宿泊料の額は、別表3の定額による。

(出張費の請求手続)

- 第10条 出張費(概算払に係る出張費を含む)の支給を受けようとする出張者、及び概算払に係る出張費の支給を受けた出張者でその清算をしようとするものは、出張命令(精算)書に必要な書類を添えて提出しなければならない。
- 2 概算払に係る出張費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後すみやかに当該出張について、前項の規定による出張費の清算をしなければならない。

(出張雑費)

- 第11条 出張雑費は有料道路の料金、駐車料等、理事長が必要と認めた経費の実費とする。

(出張費の調整)

- 第12条 予算上その他特別の必要がある場合は、出張に要した実費を超える分について、その全部または一部を減額して支給する。

(適用除外)

- 第13条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成14年 3月23日から施行する。

この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 3月 1日から施行する。

別表 1

理事長報酬	月額 1,000,000円以下
-------	-----------------

別表 2

報 酬

役 職	報酬の額	備考
理 事	日額 5,000円 (別途源泉税)	役員等が職員である場合は支給しない
監 事	日額 5,000円 (別途源泉税)	
評議員	日額 5,000円 (別途源泉税)	役員等が職員である場合は支給しない

別表 3

日当及び宿泊料

	日 当	宿泊費 (1日につき)
第2条に定めるもの	日額 5,000円 (別途源泉税)	上限 15,000円

- 1 研修会等団体出張に参加する場合、特定料金の宿泊料が設定された場合は、その特定料金とする。
- 2 車賃は役員等が出張中に、ハイヤー、タクシー、レンタカーその他これらに準ずる交通機関で施設が必要と認めるときは、その実費を支給する。